

退職金に係る住民税の計算方法 （令和4年1月1日以降適用）

(1) 退職所得控除額を算出 （勤続年数は、1年未満端数切り上げ）

勤続年数が 20 年以下の場合	40 万円×勤続年数（80 万円に満たないときは 80 万円）
勤続年数が 20 年を超える場合	800 万円+70 万円×（勤続年数-20 年）

【特別徴収税額】 特別区民税額 + 都民税額

特別区民税額

退職所得金額×**6%**（百円未満切捨）

都民税額

退職所得金額×**4%**（百円未満切捨）

(2) 退職所得金額・特別徴収税額を算出

区分	退職所得金額 計算式	計算例
① 原則 (②、③以外)	(退職手当支給額－退職所得控除額)×1/2	<p><勤続年数 32 年 (31 年 3 か月⇒切上で 32 年) ></p> <p>退職手当支給額 22,222,220 円</p> <p>退職手当控除額 800 万円+70 万円×(32 年-20 年)=16,400,000 円</p> <p>退職所得金額 (22,222,220 円-16,400,000 円)×1/2=2,911,110 円 ⇒2,911,000 円 (千円未満切捨)</p> <p>【特別区民税】2,911,000 円×6%=174,660 円⇒174,600 円 (百円未満切捨)</p> <p>【都民税】2,911,000 円×4%=116,440 円⇒116,400 円 (百円未満切捨)</p> <p>【特別徴収税額】174,600 円+116,400 円=291,000 円</p>
② 勤続年数5年以下の 特定役員等(※)	退職手当支給額－退職所得控除額	<p><勤続年数 1 年 (5 か月⇒切上で 1 年) ></p> <p>退職手当支給額 3,333,330 円</p> <p>退職手当控除額 40 万円×1 年=400,000 円 ⇒(80 万円に満たないため) 80 万円</p> <p>退職所得金額 3,333,330 円-80 万円=2,533,330 円 ⇒2,533,000 円 (千円未満切捨)</p> <p>【特別区民税】2,533,000 円×6%=151,980 円⇒151,900 円 (百円未満切捨)</p> <p>【都民税】2,533,000 円×4%=101,320 円⇒101,300 円 (百円未満切捨)</p> <p>【特別徴収税額】151,900 円+101,300 円=253,200 円</p>
③ 勤続年数5年以下の 特定役員等以外 ★令和4年1月改正	<p>退職手当支給額－退職所得控除額の残額が</p> <p><u>(ア) 300 万を超える場合</u> (退職手当支給額－退職所得控除額 －300 万円)+300 万円×1/2</p> <p><u>(イ) 300 万以下の場合</u> 上記①で計算</p>	<p><勤続年数 2 年 (1 年 7 か月⇒切上で 2 年) > (左記 (ア) のケース)</p> <p>退職手当支給額 7,777,700 円</p> <p>退職手当控除額 40 万円×2 年=800,000 円</p> <p>退職所得金額 (7,777,700 円-800,000 円-300 万円)+300 万円×1/2= 5,477,700 円 ⇒5,477,000 円 (千円未満切捨)</p> <p>【特別区民税】5,477,000 円×6%=328,620 円⇒328,600 円 (百円未満切捨)</p> <p>【都民税】5,477,000 円×4%=219,080 円⇒219,000 円 (百円未満切捨)</p> <p>【特別徴収税額】328,600 円+219,000 円=547,600 円</p>

(※) 特定役員等 (下記 (A) に該当する場合は「特別徴収票」(源泉徴収票) の提出が必要です)

(A) 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している一定の者

(B) 国会議員及び地方公共団体の議会の議員、国家公務員及び地方公務員